

奈 個 情 第 3 5 号
平成30年11月22日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2の規定に係る
諮問について（答申）

平成30年10月10日付け奈学い第120号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第30-3号】

情報システム「なら子どもサポートネット」クラウド化について（諮問実施機関
教育委員会学校教育部いじめ防止生徒指導課）

(別紙)

答申：個情第18号

諮問：個情第30-3号

答 申

第1 審議会の結論

教育委員会が、児童生徒等の安全確保を目的として、不審者情報や安全対策情報など子どもたちの安全に関する情報を、市立小中学校、関係機関、「子どもサポートネット」に登録された保護者、地域住民等に対し、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどの通信機器にメールを配信することにより、子どもの安全確保に関する情報の周知及び共有を図るための情報配信システム「なら子どもサポートネット」を運用するに当たって、教育委員会が管理するセンターサーバーを経由して、市立小中学校が管理する校務用パソコンと「なら子どもサポートネット」の情報配信サービス業務を実施する事業者が管理するクラウドサーバーとをオンラインで結合し、当該クラウドサーバー内で個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

情報配信システムを運用する実施機関（教育委員会学校教育部いじめ防止生徒指導課。以下「実施機関」という。）は、対象事業の概要について、次のとおり説明した。

1 情報配信システム「なら子どもサポートネット」について

全国的に多くの小学校区で、地域と連携した子どもの見守り活動が行われているが、登下校を中心に児童生徒を狙った犯罪や不審者に遭遇するといった事案が依然として後を絶たず、子どもの安全確保が大きな課題となっており、奈良市も同様である。

そこで、実施機関や市立小中学校、関係機関、保護者、地域住民等と情報を共有することで、地域とともに児童生徒等の安全確保を目的として、「なら子どもサポートネット」に登録された保護者、地域住民等に向けて、不審者情報等を携帯電話やスマートフォン、パソコンなどの通信機器のメール機能を活用して迅速かつ正確に伝えるほか、学校と保護者をつなぐ連絡網として活用することもでき、地域から信頼される学校づくりの一助とする。

この「なら子どもサポートネット」で登録する個人情報は、不審者情報や安

全対策情報など子どもたちの安全に関する情報のメール配信を希望する保護者、地域住民等のメールアドレス、配信を希望する学校及び学年のみである。なお、不審者情報を配信する場合には、被害を受けた等の児童生徒及びその保護者の同意を得た上で、当該児童生徒、その学校区名、発生場所などを配信する。

2 個人情報電子計算機に接続することについて

実施機関や市立小中学校等から不審者情報や安全対策情報など子どもたちの安全に関する情報を、「なら子どもサポートネット」に登録された保護者、地域住民等に、迅速かつ安定的な提供が可能であること、及びシステム機器の運用、管理の省力化やセキュリティの強化を図ることができることから、実施機関が「なら子どもサポートネット」を運用するに当たって、実施機関が管理するセンターサーバー（以下「センターサーバー」という。）を経由して、市立小中学校が管理する校務用パソコンと「なら子どもサポートネット」の情報配信サービス業務を実施する事業者（以下「事業者」という。）が管理するクラウドサーバー（以下「クラウドサーバー」という。）を結合し、クラウドサーバー内で「なら子どもサポートネット」に登録された保護者、地域住民等の個人情報を取り扱うこととするため、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第10条第2項の規定により、当審議会に諮問した。

3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、「なら子どもサポートネット」を運用するに当たり、次の措置を講じることで、「なら子どもサポートネット」に登録された保護者、地域住民等の個人情報の安全性を確保しようとしている。

(1) 「なら子どもサポートネット」は、単年度の登録制となっており、毎年3月末には保護者、地域住民等の個人情報が自動的に破棄されるシステムとする。

(2) 事業者決定に係る一般競争入札を執行する業務仕様書において、事業者に次の措置を求めることとしている。

ア 事業者は、保護者、地域住民等の情報端末機器とクラウドサーバーを接続するネットワーク及びセンターサーバーとクラウドサーバーを接続するネットワークは、暗号化通信を用いたインターネット回線を用いること。

イ 事業者は、クラウドサーバーにログインIDや、パスワードによるアクセス権限を設定することにより、クラウドサーバーを利用できる者を制限すること。

ウ 事業者は、クラウドサーバーに保存された情報を暗号化キーで暗号化して保存すること。

エ 事業者は、クラウドサーバーにウイルス対策ソフトを導入して運用する

だけではなく、ファイヤーウォールにおけるログの確認も併せて行うこと。
 オ 事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO27001の認証を取得していること。

- (3) 市立小中学校、関係機関、保護者、地域住民等に不審者情報や安全対策情報など子どもたちの安全に関する情報を送信する実施機関の端末には、ログインIDや、パスワードによるアクセス権限を設定することにより、システムを利用できる者を制限する。
- (4) (3)の専用端末とセンターサーバーとを接続するネットワークは、不特定多数の接続を制限するIP-VPN回線を採用した閉域ネットワーク回線を用いる。

第3 審議会の判断

実施機関が「なら子どもサポートネット」を運用するに当たって、センターサーバーとクラウドサーバーとをオンラインで結合することについて、当審議会は、次の理由により公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

- 1 実施機関は、「なら子どもサポートネット」に登録された保護者、地域住民等の個人情報と適正に取り扱うために、第2の3(1)から(4)までの説明による措置のほか、次のような措置を講じている。
 - (1) 実施機関は、事業者と契約書を締結するとともに、奈良市個人情報取扱特記事項の遵守を求め、情報の管理、取扱いを遵守させるとともに、「なら子どもサポートネット」に登録された保護者、地域住民等の個人情報の取扱いについて必要事項の提出を求めることとしていること。
 - (2) 「なら子どもサポートネット」に登録された保護者、地域住民等の個人情報は、クラウドサーバー内でのみ保有し、外部記録媒体を用いない運用を行うことにより、個人情報が漏洩する等のリスクを軽減すること。

第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年10月10日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年10月25日	平成30年度第3回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。

	2 事案の審議を行った。
平成30年10月26日	実施機関に意見書又は資料の提出を求めた。
平成30年10月29日	実施機関から意見書の提出があった。
平成30年11月22日	平成30年度第4回審議会 答申案の最終確定を行った。
平成30年11月22日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	